

漁業の制限措置及び許可を申請すべき期間（案）

1 制限措置の内容

- (1) 漁業種類 なまこ漁業
- (2) 許可をすべき漁業者の数 下表のとおり
- (3) 操業区域 下表のとおり
- (4) 漁業時期 周年
- (5) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき 漁業者の数
市川市地先海面。ただし、共同漁業権共第1号(令和5年9月1日免許)及び短共第1号(令和7年9月1日免許)以外の第1種共同漁業権漁場を除く。	共同漁業権共第1号の組合員行使権及び共同漁業権短共第1号の組合員行使権を有する者	1人
袖ヶ浦市及び木更津市地先海面。ただし、共同漁業権共第2号(令和5年9月1日免許)以外の第1種共同漁業権漁場を除く。	共同漁業権共第2号の組合員行使権者	2人
袖ヶ浦市及び木更津市地先海面。ただし、共同漁業権共第3号(令和5年9月1日免許)以外の第1種共同漁業権漁場を除く。	共同漁業権共第3号の組合員行使権者	1人
富津市地先海面。ただし、第1種共同漁業権漁場を除く。	共同漁業権共第8号(令和5年9月1日免許)の組合員行使権者	3人
富津市地先海面。ただし、共同漁業権共第9号(令和5年9月1日免許)以外の第1種共同漁業権漁場を除く。	共同漁業権共第9号の組合員行使権者	2人
いすみ市地先海面	共同漁業権共第51号(令和5年9月1日免許)の組合員行使権者	7人

2 許可を申請すべき期間

令和7年10月10日から11月10日まで